

(別紙1) 特定個人情報の提供・移転（移転先20以降）

	法令上の根拠	提供先	用途	情報提供者	特定個人情報
20	番号法第19条第7号別表第2の87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
21	番号法第19条第7号別表第2の90	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
22	番号法第19条第7号別表第2の94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
23	番号法第19条第7号別表第2の95	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
24	番号法第19条第7号別表第2の97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
25	番号法第19条第7号別表第2の109	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七條に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
26	番号法第19条第7号別表第2の117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
27	番号法第19条第7号別表第2の8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
28	番号法第19条第7号別表第2の11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの